

「あなたの著作権、譲ってください」これは、権利委員会メンバーが最近相談を受けた実際の事例である。

図1・2を見てほしい。これは、ある専門書出版社から、装丁を担当したブックデザイナー(仮にAとしておく)に送られた「著作権譲渡契約のお願い」と契約書の文面である。

契約書の第1条は、翻案権・著作権法第27条、二次的著作物の利用に対する原著作者の権利(著作権法第28条)を含む、すべての著作権の譲渡を求めている。

譲渡できるものなのだろうか。
そもそも、著作権は

著作権は財産権の一種なので譲渡は可能だ。ただし譲渡した場合でも、著作者人格権(公表権・氏名表示権・同一性保持権)は著作者にこの場合はAに残される。著作者人格権は、一身専属で他人には譲渡できないことになっているからだ。このため出版社は、たとえ著作権を譲り受けても、勝手に作品を公表したり、改変したりすることはできない。そこで契約書第2条で、Aが著作者人格権を行使しないよう求めているわけである。

この契約書に印鑑を押すと、Aには何が起るのだろうか？

契約書を厳密に解釈すれば、まずAは自分のホームページや作品集にその本の書影を載せたり、展覧会に出品したりすることが、著作者(この場合はA)は著作権を譲り受けた出版社の許可なしではできなくなる。また、装丁者として自分の名前を掲載するよう要求すること

もできなくなる。

さらには、出版社の方でAに許可なくデザインを変更することが可能になるのだ。例えば、重版時に色を変えたり、電子書籍化にあたってレイアウトを変更したり、また極端な話だが、同じデザインを全く別の本に流用したり、そのデザイナーをベースにシリーズ展開したりすることも可能になる。そしてそれに対して、Aは対価の支払いを求められることができない。

しかも第4条にあるように、この契約がこれまでの仕事に遡って適用されるというのである。この契約書が、いかに一方的で私たちデザイナーに不利なものであるか、お分かりいただけただろうか。

版元の意図としては、「お願ひ」に書かれているように、将来の電子書籍化を見据えて今のうちに権利関係をなるべく単純なものにしておきたいという程度であり、それ以上のデザイナーの流用などは考えていないのかもしれない。しかし、印鑑を押せば**契約書の文面がすべて**になってしまつたのだ。

それでは、Aはこの契約書にどう対処したらいいのだろうか。

まず、著作権譲渡契約を突っぱねて、デザイナーの使用許諾契約に変えてもらうよう交渉するのはひとつの手だ。使用許諾の範囲に、先方の望む電子書籍や広告を含めておけば特に問題は無いはずだからである。

ただAは、今後の仕事のことを考えれば、事を荒立てるのを望んでいなかった。出版社との全面対決は避けつつ、少しでも自分たちの権利を守れるように、契約書の修正を求めて交渉するのは賢明であると言えるかもしれない。

そこで権利委員会は、Aが自分として譲れない最低条件を考へ、それを契約書に付帯条項として盛り込んでもらうか、あるいは契約書とは別に念書を取るようアドバイスした。

アドバイスを受けたAは、まず契約書に関する懸念点を出版社に伝え、(1)装丁作品の作品展への出品、作品集への掲載が自由に行えること、(2)広告(この場合は主に書店POP)を想定を除き、出版社がデザイナーを使用する場合は、Aの氏名表示をする、(3)出版社がデザインを改変・修正する場合はAの同意を取る、という3点を契約書に盛り込むよう、検討を依頼するメールを送った。

本来であれば、電子書籍等へのデザイナー流用に関しては二次使用料を請求できるので、同時に使用料に関する交渉を行うこともできたのだが、実際にはあまり電子化が期待される本ではなかったことから、あえて要望する点は見送ったということだ。

出版社の方では検討にしばらく時間がかかったが、拍子抜けするほどずんわり、Aの希望通りの内容を特約として契約書に盛り込むという連絡が来たという。

おそらく出版社は、**なんらかのひな形を参考に契約書を作っているだけ**なのではないか。つまり「著作者」

著作権譲渡契約締結のお願い

日頃よりご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。
ご存知のように、昨今、インターネットの整備、パソコンの普及等によって大量の情報を迅速かつ低コストで多くの相手に伝達することができるようになってきました。それに伴い、出版においても、これまでの紙媒体だけでなくCD、DVDといった電子媒体での出版が盛んとなり、さらに出版社自ら電子配信することが開始されています。そのような状況の中で、著者・読者の要望に応え、出版物のコンテンツの多様な展開を図っていくうえで、原稿、写真、イラスト等についての著作権、特にその利用にかかる著作権、具体的には出版権、複製権、公衆送信権、貸与権、翻訳権、翻案権等は発行者である出版社が譲渡を受け管理運用することが必要不可欠です。著作権の譲渡がない場合には多様な展開の度に著作者の許諾を必要とし、展開が不可能となります。一方、出版物の様々な利用・展開は、出版社自らが利用者の要望に応じて対応するもの他に、利用者あるいは他の第三者が複製、電子配信といった方法によって利用することもあり、その場合も利用には当然著作者の許諾が必要となります。こういった許諾を得ることはできるだけわかりやすい方法で簡便に行われることが、特に学術論文の迅速な利用においては重要であり、出版物の発行者である出版社が著作権の譲渡を受け、実務的に対応することがもっとも適切です。そのためには許諾対象の書籍・雑誌の著作財産権の譲渡を受けていることが前提となります。

以上の理由から、ここに改めて原稿、写真、イラスト等についての著作財産権の譲渡契約締結をお願いする次第です。皆様には、この譲渡契約締結により、改変による二次使用等にも厳しい制限が加えられるのではないかと不安を抱かれるかもしれませんが、基本的に今までと変更はありません。紙媒体のみの時代から二次利用、三次利用、電子配信の時代へと変化した、その時代に呼ばれた事業を展開するうえで、過去の分を含め、契約というかたちでの明確な著作財産権の譲渡が必要となったのです。何卒このあたりの事情をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

2012年 某月某日
(株)**** 制作部長****

図1

著作権譲渡契約書

デザイナー甲と株式会社乙とは、甲乙間で制作委託・受託した著作物(以下「本著作物」という)の著作権譲渡に関し、次の通り契約を締結する。

- 第1条(著作権の譲渡) 甲は乙に対し、本著作物に関する全ての著作権(著作権法第27条、第28条に定める権利を含む)を譲渡する。
- 第2条(著作者人格権) 甲は、本著作物について、乙並びに乙より正当に権利を取得した第三者および当該第三者から権利を継承した者に対し、**著作者人格権を行使しない**。
- 第3条(保証) 甲は乙に対し、本著作物が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることを保証する。
- 2. 万一本著作物について、甲の責に帰する事由により、第三者から権利の主張、異議、苦情、損害賠償請求等が生じた場合には、甲の責任と負担においてこれを処理する。
- 第4条(遡及効) この著作権譲渡契約の規定は、この著作権譲渡契約締結以前に甲乙間で行われた委託・受託した著作物に遡及して適用する。
- 第5条(協議) 本契約に定めのない事項、または本契約について甲乙解釈を異にした事項については双方誠意をもって友好的に協議のうえ解決する。
- 第6条(管轄) 本契約について訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。 本契約締結の証として、本書を二通作成し、両署名または記名捺印の上各自一通を保有する。 2012年 某月某日 乙(株)**** 代表取締役****

図2

者からの指摘があれば、少しずつ契約書の問題点に気づいてもらえるかもしれない。今後の書籍の電子化が進むにつれ、似たような契約を要求されるケースが増えてくるのが予想される。そういった場合、すぐに印鑑を押してしまわず、ぜひ権利委員会に相談してほしい。また日本図書館設計家協会の会員であれば、**協会法律顧問の大川宏弁護士**に相談することもできる。

フリーランスの立場は弱い。しかし、不利な契約をただ受け入れるのではなく、少しでも自分の権利を守っていくよう交渉することで、自分たちの未来が決まってくるのではないだろうか。

参考 ● 著作権法 第2章 第3節 第3款

第27条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

第28条 二次的著作物の原著作者の著作物は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するもの同一の種類の権利を専有する。

※そもそも著作権は譲渡できるものなのだろうか？ 著作者の権利のうち、著作者人格権以外の著作権(財産権)は、契約によって他人に譲渡することができます(第61条)。また、著作権は分割して譲渡することもできます。

※著作者人格権を行使しない?.. 著作者人格権は、一身に専属する権利ですので譲渡することができません。したがってこの場合は「行使しない」という言い方になります。この場合移転するのは財産権としての著作権だけで、著作者人格権は著作者に留ります。

※協会法律顧問の大川宏弁護士.. 総合法律事務所あおぞら(lookawa@azora-law.com)

※公表権.. 著作者人格権の一つで、公表されていない自分の著作物について、それを「公表するかどうかを決定できる権利」(無断で公表されない権利)です。「著作権(財産権)」を譲渡した場合、著作物の公表に同意したものと推定されます。

※契約書の文面がすべて.. この契約の場合、二次的著作物を創作する権利(第27条)及び二次的著作物を利用する権利(第28条)の譲渡契約が明記されているので、これらの権利もすべて譲渡されたものと見なされます(第61条)。なお、著作権が主催者に譲渡されたとしても著作者人格権は移転しません(第59条)が、この契約では、氏名表示や、作品の内容や題名の改変拒否をすることができません。人格権を行使しないという「将来、どのような展開するかが見えない出版社は、大ざっぱにまとめた契約を要求しがちですが、よく検討した状況設定を基にした契約をする必要があります」。